



# 保健だより（保存版）



卒業時まで使います。保存の上参考にしてください。

【 出席停止となる疾病 】 生徒が次の疾病に罹患した場合、出席停止となります。

疾病名	登校基準	※目安です。主治医の指示に従ってください。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、 かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
インフルエンザ	発症したあと5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
結核	感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 など その他の感染症（感染性胃腸炎（ノロウイルス感染等）、 マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 など） その他、医師から出席停止の指示のあったもの		医師の許可がある まで（※出席停止に該当 するかどうかを主治医に 確認してください）

上記の感染症にかかった場合は

- 担任に「感染症にかかったこと」「医師からの指示」等を連絡してください。
  - ①「疾病名」「出席停止期間」を明記したメモ（保護者記入）  
②医療機関受診の領収書 ③処方された薬の説明書（薬局が発行するもの）
- 以上3点を学校側に提出してください。（②③は学校でコピーを取り、原本は返却します）  
※医療機関が発行した「出席停止証明」がある場合は、その提出でもかまいません。

☆ ご不明な点は担任・養護教諭にご確認ください ☆